

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する

法律の施行期日を定める政令要綱

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

(令和三年法律第二十七号)の施行期日は、令和四年十月一日とすること。